社会活動振興バス【利用のきまり】

	◎教育委員会実施の社会教育事業 上記事業に支障がない場合は以下の目的も可。	受付開始日	年間利用回数制限
運行の範囲	①教育委員会が行う社会教育事業以外の事業	4ヶ月前の１日	なし
	②社会教育団体の全町的連合体が行う研修等事業 （例:自治会連合会・ＰＴＡ連合会・スポーツ協会・ 文化連盟・老人クラブ連合会）		3回
	③町が実施する事業（町各部局・保育園・保育所）	3ヶ月前の１日	なし
	④社会教育関係の単位団体、教育委員会援助団体、福祉団体が行う研修等事業 （例：単位自治会・単位老人クラブ・スポーツ少年団・ 単位女性部・単位子ども会・社会福祉協議会・ 障がい者団体・単位ＰＴＡ）		3回
	⑤上記以外の事業で教育長が特に認めるもの。	随時	なし

既定第3条の項	運行許可基準	
1	バス台数	団体の利用は１日１台とする。 ただし、４月～１１月の間は４９名を超える場合は１日２台の利用を認める。
2	乗員人員	１台１１名以上４９名以内。 【目安】　※積載も考慮し検討下さい。 ・小型バス…１１名～２２名 ・中型バス…２３名～２７名 ・大型バス…２８名～４９名
3	利用日数	連続利用は２日間まで（１泊２日は可能）。 ※やむおえず２日間を超える連続利用の場合、経費は利用団体の負担とする。
4	走行距離	1日あたり４００km以内。 ２５０kmを超える経費は利用団体が負担する。 （町内学校を除く）
5	安全管理	引率責任者、安全管理対策が明確であること。
6	運行時間	原則午前5時～午後10時まで。 ※行程に無理がなりこと。
7	利用回数	左図参照
8	その他料金	①午前５時台の出発と午後９時台の帰着の場合の割増料金 ②運転手が２名配置の場合の加算額 ③バス運行に係る駐車代金、高速道路利用料及び運転手宿泊料は利用者の負担とする。 ※宿泊場所を団体が確保する場合、バスの駐車場を確保する。 ※駐車場所の確保が困難な場合はバス会社に連絡し相談を行う。